



## リーガルサポートの改革に向けて

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

理事長 高橋 隆晋

### 1. はじめに

現在、当法人では2つの大きな改革に取り組んでいる。財務運営及び組織運営に関する改革である。両改革は、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）のご協力を得て、合同会議を組成して協議を行ってきた。そして、令和3年6月18日に「（公社）成年後見センター・リーガルサポートの財務運営の検討に関する会議報告書（令和2年度）」、「公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの組織運営の検討に関する会議第1次最終報告書」を公表し、引き続き検討を要する事項を除き令和5年度からの実施を予定している。

本年は、当法人にとって、令和5年度に向けた重要な年になるものと認識している。そこで、新しい年のスタートにあたり、令和5年度から実施予定の両改革の施策と目指す方向性を確認することとしたい。

### 2. 財務運営に関する改革

基本方針において「(1)支部の遊休財産の保有比率が一定割合を超える部分は法人（本部）の予算に組み入れ」「(2)全国同一基準による事務委託費を算定し、LS本部から各司法書士会にその事務委託費を支払う。」こととし、令和5年度からの実施を予定している。この基本方針に基づく具体化（案）を策定後、各司法書士会に対しては、日司連にもご協力いただきながら、支部とともに同案の説明と引き続きご支援のお願いをさせていただき、現在も説明や協議を行っている。全ての司法書士会との合意に向けて取り組んでいるので、改めて皆様のご理解とご協力をお願い申し上げたい。一方、支部においては、会費収入の配分割合や交付金等の取扱いに変化が生じる点を念頭に、令和5年度以降の支部運営を検討していくことになる。

ところで、人の体は、絶え間なく血液が循環することで各機能のバランスが保たれている。財務、すなわちお金の流れも同様に、本部・支部の各運営に関し組織全体として円滑な財務の循環を構成していくことが今望まれている。本改革により、各司法書士会との事務委託費の契約等は本部が担うことになるので、支部は交付された財源を主に地域に密着した公益事業等に充てて活動ができるようになる。万一、支部の財務に不測の事態が生じた場合は、本部予算に組み入れておいた支部の余剰遊休財産からその手当を行い、支部の運営を財務面から迅速にサポートする役割を本部が担うことになる。このようにして、当法人は、各司法書士会とも連携協力し地域に貢献するとともに、「司法書士会の成年後見部門」としての役割を担っていきたい。

### 3. 組織運営に関する改革（役員選任方法、ハイブリッド出席型総会）

役員選任方法について、令和5年度から以下の運用を新たに取り入れる。

「①「理事長候補者」の選挙を事前に実施し、当選した者を総会で理事として選任し、直後の理事会で理事長として選任するものとする。②選挙理事枠を現行の3名から6名に増員する。③各ブロックから1名の理事候補者を推薦し、総会で承認することにより8名の理事を選任する。④役員候補者選考委員会の委員は、各ブロックから1名（全8名）、日司連から1名、外部から2名の11名で組織する。」

これにより、現行（理事定数30名中22名の司法書士理事の内、3名が選挙理事候補者枠、残り19名が役員候補者選考委員会推薦候補者枠）に比べ、広汎に理事候補者となる道が拓かれるうことになる。特に①③④は新たな運用であり、当法人の理事長は一般法人法上の規律から会員により直接選挙する方法は採れないが、選任の過程を可能な限り透明化し会員から支持された形で業務執行にあたることとし、ブロック（司法書士会の区域を基準として、理事会の決議により指定する区域）からの理事候補者、役員候補者選考委員の推薦方式の導入により、地域の実情を反映し、また当法人の運営に関与している意識の醸成によって、支部本部間の意思疎通をより柔軟にし且つ一体感のある運営につなげていきたい。なお、令和4年度定時総会では、このような役員選任方法の運用開始に向けて、役員選任規則改正の議案を上程する予定である。

また、令和3年度の第27回定時総会では、ハイブリッド参加型（オンラインで参加はするが議決権行使や質疑は会場に出席した組織員のみに認める開催形態）を導入したが、令和5年度からハイブリッド出席型（オンラインでも議決権行使や質疑を許容し、オンライン参加者を出席者とみなす開催形態）での定時総会の運営を目指している。当法人の会員は、全員が議決権を有するが、コロナ禍以前においても総会会場に出席する会員は約300名程度であったため、オンラインのツールを活用し、全国の会員が負担なく手軽に定時総会に出席し、多様な議論に触れ、議決権を行使できる環境を整え、当法人の運営や当法人の会員として活動する意義等を一人ひとりが考える機会とし、その意識を法人全体で共有することが一体感のある組織の運営や活性化につながるものと期待している。なお、令和4年度もハイブリッド参加型での定時総会を実施する予定なので、是非、多くの会員にご参加いただきたいと考えている。

### 4. さいごに

当法人は、平成11年に全国の司法書士によって設立され、高齢者・障害者等の権利擁護活動に携わり、成年後見制度の普及、発展に取り組んできた。国全体で地域共生社会に向かっての取組が進む中、成年後見制度は、判断能力が不十分な方の権利擁護の重要な手段であり、ご本人の地域生活を支える重要な役割を果たす制度としてその重要性を増している。また、地域社会では、成年後見制度に限らず幅広い権利擁護の支援活動が望まれる状況にもある。こうした状況に鑑みると、引き続き当法人に寄せられる社会的なニーズは大きく、その期待に応えていかねばならない。両改革がよりよい未来につながるよう、是非、多くの会員及び関係者と力を合わせて歩んでいきたい。